

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年5月29日

大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る大阪府発注の建設工事における 経営事項審査にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、本日、建設業法施行規則の一部が改正され、別添のとおり国土交通省より令和2年5月29日付け国土第39号により「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて」の通知がありました。

これを受け、本府発注の建設工事の電子入札における経営事項審査の取扱いを下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

記

1 審査基準日の取扱い

大阪府発注の電子入札による建設工事について、入札公告において定める建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日について、「平成30年10月29日以後の日」とする。

2 対象となる案件

令和2年5月29日以降に公告する案件で入札公告において規定する開札日時が令和3年1月31日までの案件に限る。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ
内線 5375